

第8回 （仮称）茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会

次 第

日 時 平成 24 年 3 月 22 日（木）午後 4 時

場 所 クリエイトセンター 203号室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報 告

(1) 最終報告の提出について

(2) その他

～ 休 憩 ～

4 報告書の市長への提出

齋藤委員長より市長へ

5 市長あいさつ

6 事務連絡

7 閉 会

※閉会后、南館9階スカイレストランにて懇親会の予定

(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会

検討結果報告

平成24年3月22日

はじめに

1. 策定にあたって

- ① 背景
- ② 目的
- ③ 位置づけ

2. 茨木市の地域コミュニティの特性

3. 市の現況

- ① 人口、世帯数、高齢化率の推移
- ② 自治会
 - ・役割
 - ・現状と課題
- ③ 地域組織
 - ・役割
 - ・現状と課題
- ④ NPO、学校、事業所との連携
- ⑤ 地域活動拠点
 - ・現状と課題

4. 地域コミュニティ活性化に向けた方向性

- ① 地域コミュニティの圏域
- ② 地域コミュニティの目指す方向性

5. 地域コミュニティ活性化に向けた方策

【地域が主体的に行う取り組みの推進】

- ① 協議の場づくり
- ② 地域組織の活性化
- ③ 地域自治組織づくりの推進
- ④ 地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘・育成
- ⑤ 地域情報の発信

【地域と行政との協働での取り組みの推進】

- ① 地域活動の財源確保
- ② NPO、事業所等、多様な組織との連携・協働
- ③ 自治会加入の促進
- ④ 地域まちづくり計画の作成
- ⑤ 支え合いのしくみづくり
- ⑥ 人材育成研修会

【行政の支援策の推進】

- ① 地域活動拠点の整備（公民館のコミセン化の推進）
- ② 地域担当職員制度の推進
- ③ 職員の意識改革
- ④ 地域への財政支援
- ⑤ 様々な情報や機会の提供
- ⑥ 横断的な組織体制(庁内連携組織)づくり

はじめに

茨木市では、市民参加の仕組みづくりを掲げ、市政への参加、参画の促進、市民やNPO等による自立的な公益活動の支援、促進などを将来計画として、市民協働のまちづくりを目指しています。

これに伴い、地域、行政等が一体となって進める地域づくりの基本的な考え方を明らかにする茨木市地域コミュニティ基本指針の策定をすることになりました。

この基本指針策定にあたり、学識経験者や地域活動を推進する組織の代表者、公募の市民で構成する「(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会」を設置し(平成 23 年(2011 年)4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)、本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後のあり方、方向性等について、議論を重ねてきました。

また、市民 2000 名を対象として地域コミュニティに関するアンケート調査を行い、地域コミュニティの推進を図るための取り組みを検討しました。

基本指針の策定に向け、上記検討委員会での議論や地域コミュニティに関するアンケートにおける意見等をもとに、本市における地域コミュニティの現状と課題等について整理をし、茨木市における地域コミュニティの方向性を明らかにするとともに、このような方向性を実現していくための方策についてまとめています。

1. 策定にあたって

① 背景

人々の意識の変化や生活様式の多様化が進み、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、核家族化、単身化が進み、地域における連帯感が希薄化している傾向にあり、地域では福祉、環境、防災など様々な場面で課題が生まれています。また、人々の暮らしにおける分野での問題は複雑化、重層化しており、行政サービスや施策のみでこれら地域の課題すべてに対応することは困難です。真に豊かで持続可能な地域社会を目指すためには、地域住民が一体となり、自らの協議や行動を活かし、行政とともに地域の課題解決に取り組むことが必要です。

② 目的

市民自らが力を合わせ、安全・安心な住みよいまちづくりに取り組むには、地域の各組織等が連携をして、自立した対等な関係で討論・協議し合い、福祉や環境等に関する具体的な地域の課題解決に向けて取り組みを進めることが必要です。

本市では現在、各々の地域において地域住民による活発な地域活動が行われ、行政においても地域コミュニティの活性化施策を展開しています。さらに、個々人の共通した関心ごとによって結びついたボランティアな市民活動が広まり、市民の知恵と力が社会を変革する流れが起きています。

そこで、現状を踏まえ、将来の地域のあるべき姿を明らかにし市民、行政、市民活動団体、事業者等、様々な主体が共通の目標に向かって進めるために、地域づくりの共有の指針となる「茨木市地域コミュニティ基本指針」を策定していくための、地域活性化に向けた道標を定めていきます。

③ 位置づけ

本市では、平成 27 年度(2015 年度)を目標とする「茨木市総合計画」を平成 17 年(2005 年)3月に策定し、市全体のまちづくりや地域社会づくりに対する市民の高い認識と強い連帯感を基盤とすることを目指して、市民、事業者、市が一体となって、総合的・計画的なまちづくりを推進してきました。

そして、持続可能な都市、連携と協働、自律のまちづくりを、基本構想づくりの基本的な視点として持ち、取り組んできました。

この地域コミュニティ基本指針については、その取り組みにおいて、特に地域を活性化していく上での基本的な方向を示すものです。

2. 茨木市の地域コミュニティの特性

茨木市は、戦後の混乱期の昭和 23 年(1948 年)、市制を施行しました。戦前も含めた当時の本市の地域コミュニティは町内会や部落会といった組織が中心であり、地域の諸問題解決や行政との窓口として大きな役割を担ってきました。地域の行事（まつり等）は、町内会や部落会の中の青年会や婦人会と呼ばれる組織が主に担っていました。

敗戦に伴い、GHQ による町内会、部落会の解散命令により、地域コミュニティの中心組織は自治会と名を変え、地域の自治組織として定着しました。GHQ は、子どもの健全育成や社会教育といった、一定のテーマをもった地域組織の創設を進め、PTA や社会教育法の制定による公民館などが組織、設置されました。その後、本市においても、多くの都市問題に対応するため、市の主導によって、教育、福祉、青少年の健全育成、防犯、防災などのテーマ型の地域組織が設立され、今日に至っています。

茨木市の特徴として、公民館活動が挙げられます。茨木市では、昭和 25 年(1950 年)に公民館条例を制定して以来、公民館を次々と建設し、活発な公民館活動を推進してきました。独立した施設のない地域にも、小学校内に公民館を併設するかたちで「公民館」(組織)を概ね全小学校区単位に設置、加えて、地域の運動会や夏まつりをその公民館が中心となって実施する施策をとってきました。現在は、独立館でない公民館は、コミュニティセンターに併設されています。

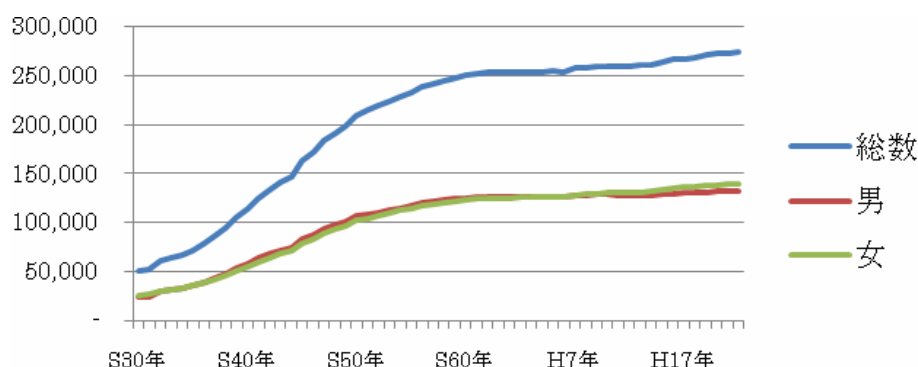
テーマ型の地域組織が多く設立され、市の各担当部署がそれぞれの地域組織との関係を深め、個別の課題に取り組んできた結果、従来のような自治会を先頭にした垂直型のコミュニティではなく、自治会を含めた多くの地域組織が併存するコミュニティへと変化しています。本市では、自治会を地域コミュニティの核ととらえ、自治振興課(現 市民活動推進課)を設置するなど、地域からの要望を統括的に処理する部署を設置し、その支援に努めてきました。しかしながら、様々な分野の課題が生起する地域社会を包括的に取り組む施策は十分でありませんでした。

地域連帯の希薄化や時代の変遷の中、従来とは違った地域課題の解決をコミュニティごとに進めていく支援が不可欠です。そこで、平成 20 年度(2008 年度)から、地域の各組織が横の連携を深めた活動や組織化を支援する試みとして、「地域担当職員制度」を始めています。

3. 市の現況

① 人口、世帯数、高齢化率の推移

茨木市の人口は、昭和 60 年(1985 年)に 25 万人を超えた後、しばらく横ばいが続いていました。平成 16 年 (2004 年)、新しいまち「彩都」の開発により、人口は増加し、現在は 27 万人を超え、ゆるやかな増加傾向が見られます。平成 27 年 (2015 年)には、立命館大学開学が予定されており、特に若い世代の昼間流入人口は大幅に増加すると予測されます。

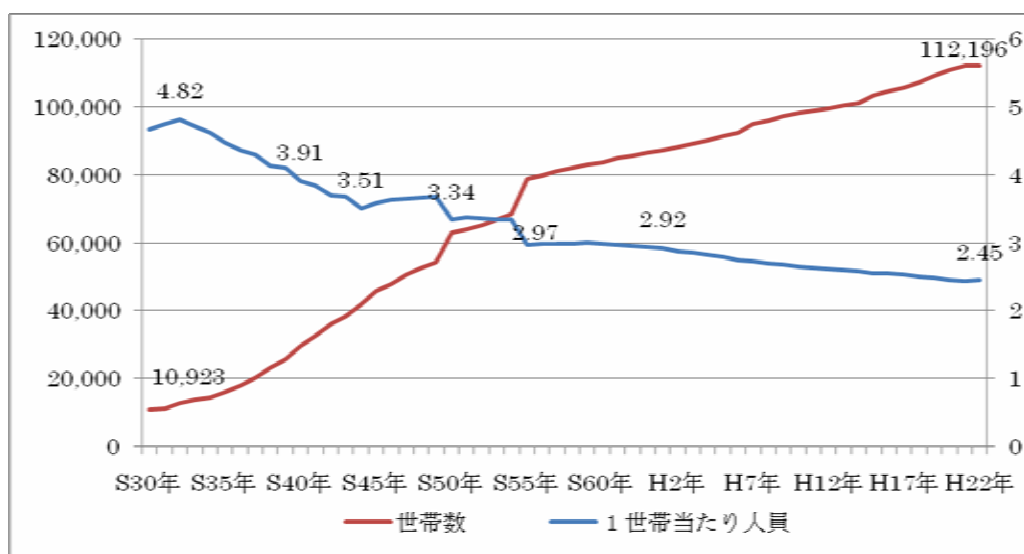


資料 1.茨木市における人口の推移(国勢調査他)

世帯数の推移については、1 世帯あたりの人数は昭和 30 年(1955 年)当時と比較して、ほぼ半分、4.82 人が 2.45 人となっています。核家族化、単身世帯の増加傾向を如実に表しています。

年齢別人口については、若い世帯が増加をしているものの、高齢化は着実に進んでいます。

住居形態については近年、持家比率は高まっています。人口移動が減少傾向にあり、終の棲家とする世帯の増加と高齢世帯の増加が考えられます。



資料 2. 茨木市における世帯数の推移(国勢調査他)

茨木市は、北部地域、丘陵地域、中心地域、南部地域と、大きく4つに分かれており、地域ごと、校区ごとに、人口規模や地域課題は大きく異なっています。

中心地域の茨木小学校区、春日小学校区、中条小学校区、大池小学校区、中津小学校区などは人口が1万人を超えています。丘陵地域では人口減少が見られる校区がある中、工場跡地や企業の福利施設の跡地にマンションや一戸建ての開発が進んだ太田小学校区は人口が1万人を超えています。北部地域の忍頂寺小学校区、清溪小学校区という2つの小学校区では、人口が各々1000～1500人となっております。

② 自治会

○役割

自治会は、住民自治や住民間の親睦・相互扶助等を目的に活動しており、歴史も長く、地域活動の包括的・中心的な役割を果たしています。

自治会は、地域のコミュニケーションの推進と明るく住みよいまちづくりを目指して活動しており、下記のような様々な役割を担っています。

自治会の役割

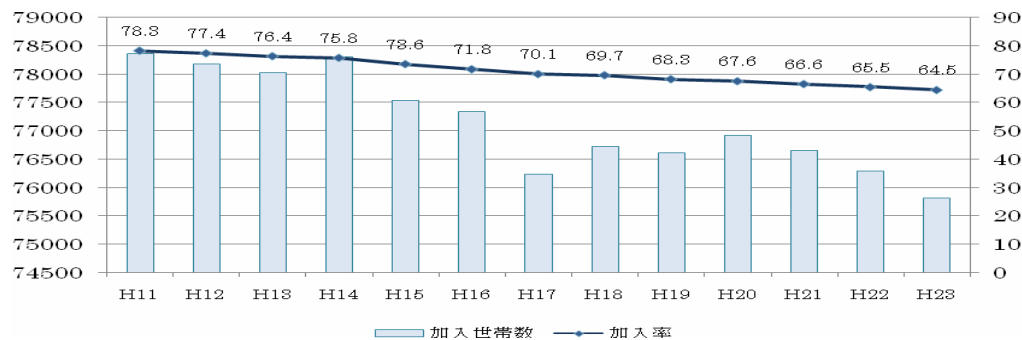
- 住民相互の連絡・レクリエーション行事・慶弔などの親睦機能
- 防災・防犯などの安全・安心機能
- 街路灯・ごみ・地域清掃などの環境整備機能
- 市関係資料の配布など行政及び外郭団体情報の伝達・調整、募金活動などの行政連携機能
- 地域内の調整及び行政への陳情・要望などの地域調整機能
- 地域コミュニティ組織への参画などの対外的代表機能

また、自治会相互の親睦や自治会同士で協力した課題解決を目的とし、概ね小学校区単位にて結成された地区連合自治組織があります。地区連合自治組織の会長により茨木市自治会連合会が組織され、市の担当者と共に、自治会に関する共通の課題の解決に向けて協議を行っています。

○現状と課題

自治会の活動内容や活性化の現状においては格差が見られます。活発に自治会活動を行っている地域では、地域の課題解決に取り組み、住みやすい環境が整い、地域の安全・安心が高まっています。また、自治会の活動に参加することで、地域の人たちとのふれあいが生まれ、交流が深まり、楽しみを共有する事例が見られます。

しかしここ十数年来、茨木市の自治会加入率は減少傾向にあり、毎年、約1%ずつ加入率は下がってきています。



資料 3. 茨木市自治会加入世帯数・加入率の推移(茨木市市民活動推進課資料)

その要因として、高齢化による活動への参加意欲の減少、自治会活動の形骸化、役員への負担感、無関心層の増加等が上げられます。

複数校区において、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自治会などを母体にして自発的に自主防災組織を結成する動きが見られます。災害による被害軽減をするため、防災訓練が各地域で広がっています。

ところが、地域内の情報共有化の問題として、地域の活動案内は自治会を通じて行われるため、自治会未加入者には自治会内の回覧物が届かず、自治会未加入者は防災イベントにも参加しない傾向が見られます。災害時には近隣の連帯感が重要であり、住民同士の安心感にもつながるため、防災活動を活性化していく上で自治会への加入促進をする必要があります。

地域コミュニティに関する市民アンケートにおいて、自治会加入および未加入の理由が明らかになっています。「義務だから」「加入を進められた」という自治会加入に消極的な意見が見られる一方、「生活に必要な情報を得るため」「隣人との親睦を付加していきたい」という積極的な意見も見受けられます。

一方、加入していない理由として、「自治会に加入するきっかけがない」ことが一番大きな理由となっています。

現在、茨木市の自治会加入は、①居住地域の自治会長や役員に届けていただく ②自治会長や役員が不明な場合、市役所に相談する、という手順になっています。

③ 地域組織

○役割

市内には、概ね小学校区を単位として、公民館区事業実施委員会、地区老人クラブ連合会、自主防災会、防犯協会支部、PTA、こども会育成連絡協議会、人権啓発推進委員会、青少年健全育成運動協議会、地区福祉委員会などの地域組織があります。

公民館区事業実施委員会は、教育、学術、文化に関する事業、地区老人クラブ連合会は高齢者の生きがいや健康づくりの増進に関する活動、防犯協会支部は各種犯罪・非行の防止の活動等を行っています。地域組織は地域住民を対象となっていますが、それぞれ目的は異なります。

放課後子ども教室など、より多くの地域住民の協力が必要な事業については、各地域において、事業ごとに自治会および地域組織が連携して組織化を図り、実行委員会を設置する等、工夫のある運営をしています。

○現状と課題

地域組織は、年代別、目的別に、市民生活に関わる多種多様な活動を行い、市内の各地域で活発な取り組みを展開しています。未来を担う子どもたちが「この地域に住んでいて良かった」と言い合える場づくりを目指す動きが見られます。

行政の担当部署が各々に地域に事業実施を依頼してきており、縦割り行政の弊害が見られます。地域組織の活動は活動内容、活動頻度についても校区ごとに違いが生じ、必ずしも地域のニーズに即したものになっていない場合があります。各組織間のコミュニケーションを密にして、庁内の各担当課も連携を図ることで、行事の効率化、規模の拡大に期待ができます。

自治会活動と同様に、地域組織についても活動への参加者が固定化の課題が見られます。役員の高齢化、長期在任の課題は深刻化しており、「役員のなり手がいない」という声も出てきています。時代のニーズに合わせて、柔軟に活動内容を見直しながら、できるだけ多くの人に運営に携わってもらうことが必要です。

地域コミュニティに関するアンケートでは、各組織の活動について約1／4の回答者は「参加していないのでよくわからない」と答えており、地域活動の周知が必要です。

また、地域の活動への参加理由として、「充実感がある」「地域への貢献をしたい」「知識を生かしたい」という生きがいづくりにつながる意見と、「地震災害に備えるため」という不安感の解消につながる意見が上がっています。

希望する地域活動のテーマとしては、生活に密着した清掃活動の他、地区体育祭や趣味などの文化活動、夏まつりなどの地域イベントといった地域交流を目的としている活動が多く見られます。防災活動や地域の安全を守る活動や高齢者への福祉活動については、今は参加ができてはいないものの、将来は参加を望む意見が多く出ています。

④ NPO、学校、事業所との連携

NPOとは環境、福祉等、特定の目的によって活動している非営利組織です。市全体を対象エリアとして活動する組織もありますが、一つの校区エリアで活動、寄与している組織は多く存在します。また、少人数でサークル的な活動を行っている団体が多く見られます。活動内容は福祉に特化した活動が多く、その理由は、近所の高齢者を見過ごせない等、

目に見えやすい課題に取り組む傾向が見られます。

茨木市市民活動センターにはNPOをはじめとする 100 以上の市民活動団体が団体登録をし、地域密着型の活動を展開しています。NPO の中にはスタッフを雇い、介護事業、デイサービスやグループホームの活動をしているところが市内にも増加傾向にあります。

しかしながら、市民は多くの NPO、市民活動団体の活動の実情について知る機会がなく、地域組織と NPO の連携協力している事例はあまり見受けられません。今後は、子育てサロンや高齢者サロン等の活動において、地域組織と NPO が連携、協働していくことで大きな効果が期待できます。

学校、事業所と地域組織との連携も進める必要があります。市内には、大型ショッピングセンターをはじめ、工場、商店などの様々な事業所があります。平成 20 年度(2008 年度)に実施した「茨木市内事業所現況等に関するアンケート調査」によると、「地域貢献を行っている」と回答した事業所は半数を超えています。また、平成 27 年 (2015 年)春には、JR 茨木駅南側に立命館大学が新たなキャンパスを開学する予定です。大学からのコミュニティへの貢献にも期待できます。

⑤ 地域活動拠点

○現状と課題

市内の地域活動拠点は、「昭和時代」までは公民館整備を進めてきました。しかし、「平成時代」以降、地域活動の拠点として、コミュニティセンターの整備を進めています。

市内各 32 小校区において、公民館、コミュニティセンターのいずれかの地域拠点が設置されています。合計、22 公民館、1 分室、10 コミュニティセンターがあり、4 月には、新たに彩都コミュニティセンターがオープンし、また、公民館のコミセン化のモデル事例として、三島公民館が三島コミュニティセンターに移行します。集いや生涯学習を行えるコミュニティ活動を促進する場として、整備を進めています。

公民館とコミュニティセンターの違いについては、公民館は市直営で、社会教育法に基づく施設ですが、コミュニティセンターは指定管理者制度となっており、地域の管理運営委員会で運営されています。利用範囲にも違いがあります。公民館は非営利で、政治的なこと、宗教的な部分に対して一定の制限を設けていますが、コミュニティセンターは公序良俗関係以外、飲酒等も含めた会議も可能で、制限もほとんどありません。コミュニティセンターは年末年始以外、基本的に通年開館している施設です。

公民館の利用率については、若年層をはじめ、減少傾向が見られます。コミセン、公民館の違いは地域住民にとっては理解しづらい声も上がっており、市内で校区ごとに地域拠点の利用目的に差が生じぬよう、将来的には一本化していくことが必要です。

また、公民館運営委員会とコミセン運営委員会メンバーは概ね重なっています。同様の会議が続かぬよう、今後は整理をしていく必要があります。

さらに、市民アンケートによると、約 6 割の人が、公民館もコミセンも利用していない

結果が出ています。地域住民のさまざまな人たちが地域拠点を活用できる工夫が必要です。

地域拠点型の活動となる公の施設として、市民会館、市民総合センター、男女共生センター、いのち・愛・ゆめセンターなどの施設があります。

その他、各自治会が所有する自治会館、府営、市営、U R、雇用・能力開発機構などの公的住宅の集会所、各分譲マンション等の集会施設、お寺、神社等が集会所の機能を果たしています。

4. 地域コミュニティ活性化に向けた方向性

① 地域コミュニティの圏域

茨木市における地域組織の活動圏域では、地域活動の中核を担っている自治会や、地域組織である公民館区事業実施委員会、校区こども会育成連絡協議会、小学校青少年健全育成運動協議会、PTA、自主防災会、地区福祉委員会、防犯協会支部など、これらの組織はほぼ小学校区を単位として組織されています。また、各小学校区には公民館、コミュニティセンターのいずれかの地域拠点が設置されています。

小学校区以外の圏域として、それぞれの自治会を区域とするもの、中学校区などがありますが、小学校区は日常的にも顔の見える関係であり、その圏域を基礎に活動が行われてきた歴史もあることから、本市では小学校区域を目安に、地域コミュニティの圏域とします。

② 地域コミュニティの目指す方向性

茨木市における地域コミュニティのあり方について、未来の姿を明確にするため、将来像の検討を行いました。まず、地域コミュニティづくりにかかる市民アンケートを実施、(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会における様々な意見をもとに、「茨木市第4次総合計画」とも照らし合わせ、次のような方向性を掲げました。

地域コミュニティの将来像

地域コミュニティとは、信頼して助け合い、安心して暮らすことができる、まち(地域)づくりに取り組む場です。地域に活力、魅力が生み出されるよう、一人ひとりの市民の力を活かしながら、以下のような「地域力」の向上を目指した市民主体のコミュニティづくりに向けて、地域、行政が共に力を合わせて取り組みを進めていきます。

●市民が交流し連携するコミュニティ

人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。

地域内の多くの住民が出会い・交流・連携をし、災害や犯罪を防止し、誰もが地域で安心して暮らせる社会づくりに努めると共に、コミュニティの礎である自治会を中心に、様々な考え方を尊重し合い、助け合えるコミュニティづくりを目指します。

●多様な主体の協働により活性化するコミュニティ

自治会をはじめ、地域組織、NPO、ボランティア団体、事業所、学校、行政等が連携し、各々の強みを活かしながら、地域課題の解決にあたっていくことが求められます。

地域の防犯、防災、環境保全、高齢者福祉など顕在化している課題に対し、それぞれの

地域にどういう機能があれば解決に取り組むことができるのかを考え、多様な主体による資源・ノウハウ等の連携しながら、役割分担をして、効果的な課題解決の方策を探っていくことが必要です。

そこで、多様な主体の協働により、多岐にわたる活動、市民ニーズに応じたよりよい公共サービスを提供し、地域の総合的な活力を生み出すようなまちづくりを推進します。

●地域住民が自ら自律的に育むコミュニティ

茨木市では「まちづくりは地域の生活の場から住民自身の手で」を目標に、コミュニティ活動の活発化を促進しています。地域住民が自分たちの地域のあり方や地域の将来に向けた目標、ガバナンスのしくみを考え、地域でできることは地域で行っていくような、自律した地域形成づくりを進めていきます。

地域の諸問題の解決に向けた事業の計画立案、実施、評価、改善等に、主体的に地域住民が携わり、地域の資源(人材、物資、資金、情報)を効果的に活かし、地域の住民の意向にあった公共サービスを、地域社会の主体となって提供をしていけるコミュニティづくりを目指します。

5. 地域コミュニティの活性化に向けた方策

市民相互が交流・連携し、多様な主体によって自発的・自律的なコミュニティづくりが図れるよう、地域と行政が連携・協働し、役割分担をしながら、地域の課題解決に向けて共に取り組みを進めていくことが望まれます。

【地域が主体的に行う取り組みの推進】

① 協議の場づくり

地域組織が横の連携を広げて関係性を深め、地域が抱えている課題について把握し、協議して協力をしながら解決していくことで、住民のニーズを捉えた、住みよいまちの実現につながります。それゆえ、地域住民や地域組織が集まって情報交換をし、地域における課題や諸問題について話し合う場が求められます。

単体の組織だけでなく、他組織との協力を得て協議プロセスを重視し、イベント事業等を実施していくことにより、より多くの地域住民にイベント内容の浸透を図ることができ、参加者数の増加が期待できます。夏まつりや防災イベントなどの取り組みを進めるときには、単体の組織だけで行うのではなく、地域のあらゆる組織に積極的に声掛けをして、協議への参加促進を図ることで、地域の連帯感がさらに高まります。

また、意思決定の場には、若い人からお年寄りまで世代交流ができるよう、多様な地域住民が一同に会すようなしくみづくりをして、少数派の意見にも耳を傾け、忌憚のない意見交換ができるようにします。多様な人たちが協議の場に参画することで、今まで地域活動に縁遠い人たちもうまく巻き込みながら、地域活動のすそ野を広げていくことにつながり、地域のニーズや課題に対して柔軟に対応することが可能になります。

茨木市での取り組み事例

地域のテーマ型組織が連携した夏まつり、体育祭等の地域行事、イベントの実施

② 地域組織の活性化

将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを含め、地域住民が皆、地域への愛着をもって地域活動に参加できるよう、地域への関心を高めるイベント内容の工夫をしていくことが必要です。

地域活動に子どもたちが参加することによって、子どもだけでなく、家族も地域活動に関わっていくきっかけづくりにもなり、相乗効果も生まれます。

マンネリ化しがちな活動から、活気あふれる、魅力的な活動へと変わっていくよう、小中高生～大学生をはじめ、様々な年代の人たちが地域活動へと関わってもらえるような工夫をします。

③ 地域自治組織づくりの推進

地域組織が各々バラバラに動くことによって地域力が削がれることがあります。地域に関わる団体の調整機能が必要であり、そのための窓口の一本化を図ることで、幅広い活動内容や多様な担い手の確保などにつながり、地域の結束力を高めていくことが期待できます。そこで、地域の総合窓口であり、組織間の連携・協働を促す機能を担う統括的な組織として、まちづくり協議会や住民自治協議会のような「地域自治組織」づくりを推進し、地域内の組織の整理・統合化を図るようにします。地域自治組織は、自治会の他、公民館区事業実施委員会、こども会育成連絡協議会、青少年健全育成運動協議会、地区福祉委員会、PTA、自主防災会、防犯協会支部、人権啓発委員会等という地域組織を中心に、学校、NPO、ボランティア団体、事業所の参加も促します。行政は、地域からの相談、提案を取りまとめ、地域コミュニティにおける課題解決を推し進めるため、庁内の連携を図る組織を整えます。

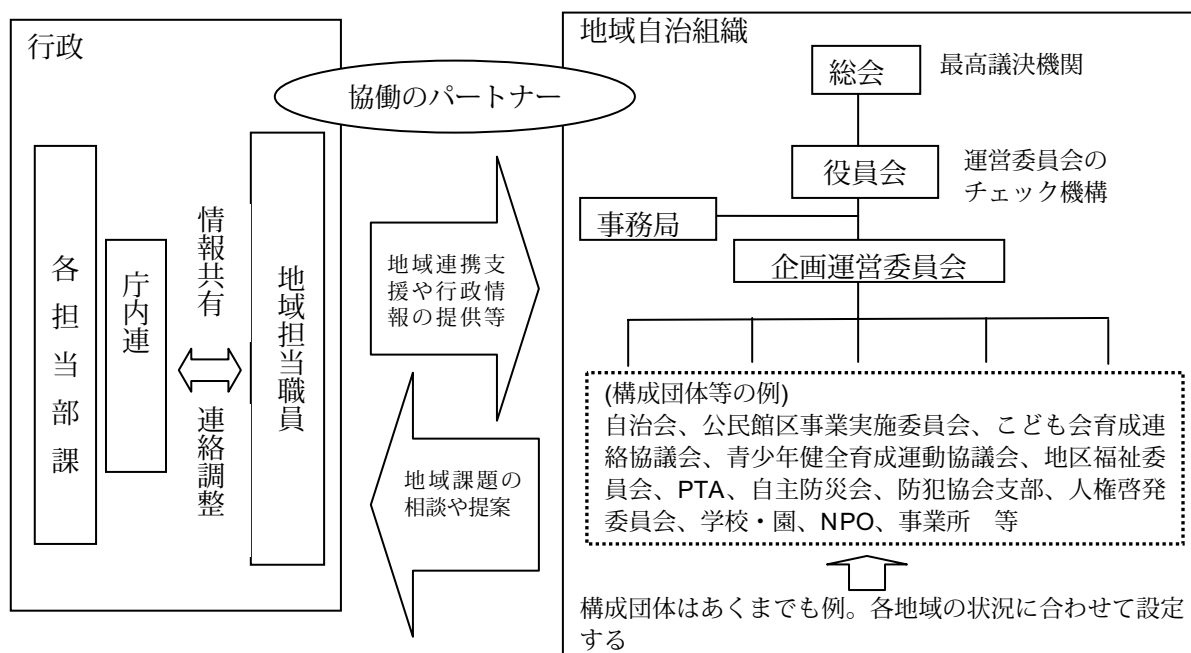
統括的な「地域自治組織」を形成するためには、自治会、地域の各テーマ型組織、NPO団体等、地域を基盤とする団体の意向を確認した上で設立を図り、構成員は概ね地域住民全員となるよう試みます。地域の諸問題の解決に向け、それぞれ組織が持っている情報、知識、経験を合わせ、適切な主体が協働をしながら、事業を実施・運営していくようにします。

地域自治組織づくりには幾つかの方法があります。

- ・一から新しい組織をつくる。
- ・現存する地域組織を軸に、横の連携を作って組織化をし、その中から役員を互選する。
- ・コミュニティセンター運営委員会など、地域組織が集まって運営している既存の組織を活かして住民自治組織づくりをする。

また、統括的な「地域自治組織」の形成においては、各々の地域実情に合わせて進め方を工夫し、必要な機能を含んだ組織体制の整備を図ります。地域課題に対する解決策の企画・立案、実践の中心的担い手となる、コーディネート機能を持つ事務局を、地域自治組織内に設置することで、継続した組織運営が可能になります。

【茨木市における地域自治組織のイメージ図】



※「地域自治組織」とは、「地域住民が自ら考え、自ら決定・責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体が連携・協働して地域を運営する組織」のことを言います。

④ 地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘・育成

コミュニティを活性化していくには、地域を統括するリーダーや、主体的・積極的に地域の活動に参加をする地域住民の存在が重要な要素になってきます。

現在、地域団体の多くが、役員の高齢化や後継者不足、地域活動における参加メンバーの固定化、特に勤労者層、若い男性の地域活動への関心の低さを課題として捉えています。

今後は、地域活動におけるリーダーの資質向上を図り、活動参加者の増加を促す工夫が求められます。そのためにも、ひとりの人がいくつもの組織の役員を重複して担うことによる負担軽減が必要です。たとえば、地域会合に役員が欠席する場合、代理で会員が出席できるよう、組織体制や組織の役割分担を見直します。また、地域行事などの実施を通じて、地域活動を牽引、先導する人材の発掘に努めます。団塊の世代に対しても、地域活動への積極的参加を促し、地域活動の必要性・重要性についてアピールすることにより、役員を引き受けることへの負担感を減らすよう試みます。

茨木市での取り組み事例

- ・おやじの会の結成（若い層の地域活動促進）

⑤ 地域情報の発信

地域コミュニティ活動を活発に展開するうえで、地域内外に地域活動やイベント等を広く周知する情報発信の取り組みは、重要であり、効果をもたらします。茨木市内の地域で活動する各組織が会報誌等を通じて、個別に情報を発信する動きが定着化していますが、各組織が連携協力をして地域の活動を伝えていくことで、地域住民は様々な組織の活動の全体像を知ることができ、スケジュール管理も可能になるため、各組織への住民参加促進につながる可能性に期待できます。

また、各組織の行事等の情報を整理しながら、編集作業を積み重ねる過程において、関係者間の相互理解や情報共有が進み、横の連携の強化を図ることができます。

茨木市での取り組み事例

- ・地域新聞作成、ホームページ制作、地域カレンダー作成

【地域・行政との協働での取り組みの推進】

① 地域活動の財源確保

地域コミュニティ活動を活発化していくためには、運営資金の確保が不可欠であり、課題となっています。地域活動の運営費は、行政からの補助金、会費、寄付金で賄われていることが多くっており、地域において必要な活動を実施できない実状も見受けられます。自主財源による収入や公募事業への参加等による資金調達力を高めることで、より活発な活動を行えるようになり、質の高い住民サービスの提供につなげていくことが可能です。

行政は、地域の諸団体が自主財源を確保していくための意識啓発、意識醸成を図り、多様な住民ニーズに対し、よりきめ細やかな住民サービスを提供できるよう、資金調達に必要なノウハウ、情報の提供を行うなどの支援を行います。

② NPO、事業所等、多様な組織との連携・協働

専門性、先駆性、自律性を有するNPOやボランティア団体等と、自治会や地域組織との連携した活動はあまり見られませんが、多様な団体が連携・協働していくことで、より効果的、効率的に課題解決につなげることができ、住民満足度の高いサービスを提供することが可能になります。

(1)NPO、ボランティア団体等との連携

地域の活動実態等を踏まえた中で、市民活動推進課は自治会や地域組織に対し、地域の課題解決に必要なNPO、ボランティア団体等に関する情報の提供などを行い、より効果的な活動の展開を支援します。

地域団体は、地域のニーズに対応した多様な主体が連携した体制づくりができるよう、行政から得た情報をもとに、NPOやボランティア団体等との連携を図りながら、課題解決を目指します。

また、自治会や地域組織と、NPOやボランティア団体との連携については、目標や手法の違いのすり合わせや上下感の解消などの調整機能が求められるため、市民活動推進課もしくは市民活動センターが、それぞれの組織間連携を図る調整役を担います。

(2)学校との連携

地域住民の学習・交流の拠点として、学校施設の開放を促します。地域に開かれた学校として、住民への情報提供や、学習機会への協力などに取り組むことで、地域住民の見識が広がると共に、地域コミュニティの形成が促進されます。同時に、青少年の健全育成や学校教育活動に対する地域住民の理解が深まり、地域で次世代の力を育む動きとなることが期待できます。学校が有する知的財産や人材、ノウハウ、知恵・知識は、地域をよくする優良な社会資源であり、地域の問題解決等にも活用できます。

子どもたちは、社会体験活動、世代間交流など、地域住民との触れ合いの機会によって

多様な価値観や地域の社会資源について知り、コミュニケーション力を高めます。また、まちへの愛着が育まれ、将来のまちづくりの担い手の育成にもつながります。

そのため、地域組織と学校は、相互理解を深め、連携を図ることの重要性を理解するとともに、地域行事における協力関係の構築や、準備段階からの連携する機会の創出に努めます。

(3)事業所との連携

地域に点在する企業や様々な事業所は、サービス提供や経済活動を通じて地域社会と密接なつながりを持っており、昨今では企業の社会貢献活動である CSR をはじめとして、地域社会とのつながりも深める動きが広がっています。また、災害時対応の充実化を図るため、日常から地域と事業所の連携のための関係づくりを進める動きが広がっています。

事業所は、迅速かつ専門的な対応や資機材確保、拠点の提供など、組織的な対策を実施することが可能であり、近隣の支え合いの力の一助となることが期待できます。そのため、地域組織と事業所の連携を目指して、相互理解を深めるための身近な機会の創出が求められます。清掃等の環境美化活動や地域の夏まつりやイベントへの地域活動への参加などを通じた交流なども有効になります。それゆえ、社員が職場や自宅周辺の地域づくりに積極的に参画するきっかけづくりを含めて、気軽に参加できる事業所内のしくみづくりや、地域から事業所に対する働きかけが持続するよう努めます。

③ 自治会加入への促進

自治会では、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる環境を守るため、防犯灯や街灯の維持管理活動や、美しい街並みを保つための定期的な清掃活動を行っています。また、回覧板などの活用により、各々の世帯に対する情報周知を行ない、行政や地域の情報が行き届くよう管理しています。これらの自治会活動は、地域のつながりを育む貴重な機会を提供していますが、各家族化や生活スタイルの多様化が進む中で、自治会加入率の低下が進んでいます。茨木市では、自治会の意義をより多くの住民に周知し、課題となっている自治会の会員数の減少等について、地域と行政が協力して加入促進に取り組む必要があります。また、より魅力的で達成感のある自治会活動が展開されるよう、地域、行政双方が協力しながら取り組んでいくようにします。

・地域が行う加入促進

地域組織は、行政と協力し、自治会未加入者や転入者に対する加入促進を積極的に行い、チラシなどの広報物の配布や説明会を開催します。

災害発生時や犯罪発生時の安心情報や、子どもの健康や教育のために不可欠な情報、独居高齢者の暮らしの安心情報など、個々の暮らしの中で必要不可欠な情報を提供する中で、自治会加入の必要性や意味を理解し、運営協力に関する負担感が軽減されるよう、働きかけます。

地域住民が自治会に期待するニーズ把握に努めるとともに、地域の実情を踏まえた、意

義深い、魅力あるイベントを行うなど、自治会の会員以外にも参加を呼び掛ける機会を生み出し、自治会への加入につながるよう、努めます。

また、役員の負担軽減を図る組織体制づくりに努めるとともに、小さな子どもを抱える世帯や高齢者のみの要支援世帯などに対して役員を引き受けることが難しい場合には、役員免除の規定を自治会内で作るなどの工夫をし、役員の負担が自治会の脱会につながらないような配慮を検討します。

・行政が行う加入促進

自治会未加入者に対して自治会の必要性、加入方法、自治会の魅力などをわかりやすく見やすくまとめ、市のホームページや広報誌等を用いて PR をします。自治会がない区域の住民に対して自治会への興味・関心を引き出し、自治会の立ち上げについて検討してもらえるよう促すとともに、必要に応じて自治会運営マニュアル等を作成します。

転入者への配布物の作成にも取り組みます。転入届手続きの際に窓口にて自治会加入を進めるチラシ等を渡し、自治会紹介や加入促進を行うなど、関係部局の協力も得ながら、加入促進を進めます。

さらに、自治会役員交代時期に配慮し、新旧役員が自治会の重要性や引き継ぐべき事項について共通理解を持てるよう、自治会活動に積極的に取り組む役員の話や自治会活動のノウハウを聞く説明会などの企画調整を行うとともに、自治会加入に対してインセンティブが働くような施策を推進します。

・地域と行政との取り組み

新興住宅地等、自治会加入率の低い地域を把握し、未加入地区については行政と自治会が連携して自治会の意義を伝え、地域、行政がともに加入を促進します。

また、宅地開発やマンション開発が行われる際は、開発前から事業者等とも連携した加入促進の展開を図れるよう、地域と市が協力しながら、自治会設立や加入に向け、協力を依頼していきます。特にマンションにおいては、管理組合を活用し、自治会の役員も兼任するような提案を行いながら、自治会の加入促進を図ります。

さらには、新しい人が入ってきやすい、開放的で魅力的な取り組みをしている自治会の活動情報があれば、様々な場面で紹介し、自治会加入促進に向けて方策をいっしょに考えていくようにします。そして自治会が解散した時には、近隣の自治会へ加入できるよう、調整を図ります。

茨木市での取り組み事例

- ・自治会運営マニュアルの作成、自治会加入促進に向けたチラシの作成
- ・時代(意識)の変化に合わせた自治会活動のあり方について検討

④「地域まちづくり計画」の作成

地域の諸問題、課題の解決に向けて、協力・連携をして取り組めるよう、住民自治組織づくりができた地域においては、まちの将来像を描き、それらを実現していくための手順、方法、時期等をまとめたビジョンを形づくった「地域づくり計画」を作成していくことは効果的です。ビジョンづくりは地域住民同士の共通理解を図るとともに、共通した価値観を形成していくことになります。

地域の自主性、主体性を尊重し、行政がビジョンづくりを協働して作成することで、行政計画や具体的な施策・事業へと地域の声を反映していくことが可能になります。

⑤ 支え合いのしくみづくり

安全で安心できる暮らしを地域で創造するには、防災対策の強化や犯罪・事故等の未然防止に向けて、地域住民の共助による支えあい、助けあいの仕組みづくりが必要です。

茨木市では、防災活動への関心が高まっており、災害時における人材や物資等の確保や活動を進めるため、自治会や地域組織を中心に、事業所やNPO等とも連携をした防災対策を効果的に進めます。

災害が起これば、安全な道を通って最も近い集合場所や避難場所に行くことが原則となっています。そのため、平常時から自らの校区住民間の信頼関係づくりを進めるだけでなく、近隣校区の地域コミュニティとの連携を図る必要があります。

自主防災組織が中心に行う防災訓練には、役員だけでなく、多くの地域住民の他、病院、学校、事業所の関係者も参加できるよう、無理のない範囲での情報周知や丁寧な声掛けを徹底します。また、自分たちの地域は自分たちが育て、守るという意識醸成を図ります。

⑥ 人材育成研修会

地域コミュニティ活動を活性化していくには、リーダーや役員など、地域活動の中核を担う人材の発掘とスキルアップが必要です。市内においても、リーダー、役員の高齢化に悩む地域の声が上がっており、やる気のある若いリーダー人材を育成していくことが求められています。

そこで、リーダーとしての資質向上を図っていけるよう、行政の側面的支援を受けながら、地域主体で人材育成に向けた研修等の開催について検討します。

人材育成研修開催にあたっては、地域主体で実施をすることが難しい場合、市民活動センター等、中間支援組織の協力要請を試みます。

【行政の支援策の推進】

① 地域活動拠点の整備（公民館のコミセン化の推進）

現在、地域活動拠点の整備状況は校区によって異なります。コミュニティセンターに公民館が併設している校区と、独立した施設である公民館のみを設置している校区があります。今後の市の対応方針として、公民館のコミセン化を目指しており、独立した施設の公民館は、地域の体制を整えながら、コミュニティセンター化を図ります。より多くの市民が利用でき、自発的な活動ができる環境づくりを進めるため、コミュニティセンター運営は指定管理者方式とし、住民の力による管理・運営として、地域自治力の向上を図ります。地域運営の代表的な組織である地域自治組織等がコミュニティセンターの管理運営を担えるよう調整します。

また、地域の事務事業を効率的に推進すべく、申請方式等を見直し、いつでも自由に使用できる事務所機能と集会機能を有するコミュニティ施設として整備を図ります。

② 地域担当職員制度の推進

茨木市では、地域の連携促進を図り、地域との顔の見える新たな関係づくりを進めるため、平成20年度(2008年度)より地域担当職員制度を始めています。

地域担当職員は、自治会、公民館区事業実施委員会、地区福祉委員会、PTA、小学校青健協等、各組織が集まる会議や行事に参加し、地域の実態を把握し、地域住民が前向きに協議の場を運営できるよう促します。協議の過程を活用し、地域が横の連携を強め、地域が一つとなるよう意欲を引き出すなどの支援をします。

また、校区ごとに地域課題を把握し、「自分たちの地域を自分たちで守る」地域づくりについて、具体的な方策を探るとともに、関係部署との連絡調整を担い、行政と地域との協働による地域づくりを進めていきます。

今後、地域担当職員配置の拡大に向けて、各々の組織の代表が集まる会や地域の各組織が集まる会合に赴き、制度の周知を図ります。

③ 職員の意識改革

地域組織が取り組んでいる諸問題に柔軟かつ適切に対応し、住民自治のまちづくりを市内全体で支援するため、職員の意識改革を図ります。全市職員に対して、地域コミュニティ基本指針や地域担当職員制度に関する周知と理解を進めます。市内発信等を活用し、地域担当職員が担当地域から持ち帰った案件など、必要な情報が各担当部署にスムーズに引き継がれ、部局間連携や地域組織との協働など、有効な手法を用いて地域課題が解決されるよう試みます。

また、市職員は、可能な限り自らの居住する地域の活動等に参加し、活動の経験値や生活者としての意識を育むとともに、職場における住みよい地域づくりを目指します。住民自治の推進だけでなく、協働のまちづくりに対する意識改革を図り、市民の視点に立ったパートナーシップ型の行政運営への転換に貢献するよう努めます。

④ 地域への財政支援

部局ごとに資金を出しているのは、ある種、透明性があり、ダイレクトに効果が見えますが、庁内部局ごとに出している少額補助金等は使いづらいという声もあります。そこで、小学校区単位にまとめ、地域住民の声を反映し、地域の課題に重点的に活用していくような統合補助金、一括交付金などについても検討し、地域課題への取り組み、イベント等に活用できるようにします。

一括交付金は地域の実情に合わせて、地域自治組織の自主的判断に基づいたかたちで、住民合議の上で自由に用途を決めていくようにします。

⑤ 様々な情報や機会の提供

市内各地の地域活動や市の地域コミュニティに関連する施策などの情報を積極的に発信すると共に、行政の持つ情報収集力を駆使して、それぞれの地域の活動に役立ててもらえるように心がけます。

⑥ 横断的な組織体制(庁内連携組織)づくり

縦割り行政システムの弊害を軽減し、庁内連携によるさまざまな地域課題の解決に向け、また、地域コミュニティに関する事業を推進していくため、庁内の横断的組織を作り、行政内の各部局が地域と共に進めていくための事業における体制整備を図ります。

そして、地域コミュニティに関連する事業については、企画調整を行った上で、地域により効果的な施策や事業提案ができるようにします。

資料 ①委員会の検討経過（名簿・要綱） ②市民アンケート結果 他